

平成22年8月9日

大臣官房総務課情報公開文書室

(担当・内線) 室長 平嶋 壮州

室長補佐 大村 良平

(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(地方自治体からの要望等)

本省受付分

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年7月30日から平成22年8月5日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告
(地方自治体からの要望等・本省受付分)(10/08/09)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方自治体・本省受付分)

平成22年7月30日～8月5日受付分

(単位:件)

組織名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
行政相談室 (各部局に属さないもの)	0	0	0	0	0	0
大臣官房	0	0	0	0	0	0
統計情報部	0	0	0	0	0	0
医政局	3	0	2	0	0	5
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	0	0	0	0	0	0
職業安定局	0	0	0	0	0	0
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	0	81	0	0	0	81
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	18	0	0	0	18
保険局	0	0	0	0	0	0
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0
日本年金機構	0	0	0	0	0	0
合計	3	99	2	0	0	104

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	86
制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0
法令遵守違反に関するもの	0
その他	18

国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	医政局
照会先	総務課総務係(内線2517)

平成22年7月30日～8月5日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	3件	0件	2件	0件	0件	5件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	5件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	・医師の地位や特定の診療科への偏在を解消するため、臨床研修制度の見直しや医師派遣体制の構築など、全国的に均衡のとれる医師配置システムを確立するとともに、診療報酬の引き上げを図るなど、実効性のある対策を緊急に講じること。		貴重なご意見として組織内で情報の共有をさせていただきました。
2	・医療従事者の人員確保と養成のための育成方策の確立や財政措置の拡充とともに、女性の医師や看護師が出産や育児後に復職できるよう、院内保育所の設置や柔軟な勤務時間制の導入など、働きやすい職場環境や就労環境の整備を図ること。		貴重なご意見として組織内で情報の共有をさせていただきました。
3	・離島・へき地の地域等における医療関係機関の運営及び施設・設備整備に必要な事業費を確保すること。 ・へき地診療所等における運営費補助に係る基準額の見直しなど、助成措置の拡充・強化を図ること。		貴重なご意見として組織内で情報の共有をさせていただきました。
4	地域医療に従事する医師を確保し、地域の実情に即した救急医療体制の確立を図ること。		貴重なご意見として組織内で情報の共有をさせていただきました。
5	医師・看護師等の確保、遠隔医療システムや医療用多目的ヘリコプターの整備、へき地医療拠点病院への支援等により、過疎地域の医療の確保を図ること。		貴重なご意見として組織内で情報の共有をさせていただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局総務課長補佐 重元博道(内7817) 電話:03-3595-2491 FAX:03-3595-2668

平成22年7月30日～8月5日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	81件	0件	0件	0件	81件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	81件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	子ども手当関係 ・外国人関係等(個別ケースを含む)についての申請手続や認定 書類等の照会。		事実や制度を説明。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、 事実や制度を説明、 改善策を実施済み・実施予定、 改善策を検討中、 国民の皆様の声の内容を組織で共有する、 その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	老健局	
照会先	総務課企画官 総務課企画法令係	宮崎敦文(内線3911) 富永華子(内線3919)

平成22年7月30日～8月5日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	18件	0件	0件	0件	18件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	18件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	介護老人保健施設の事業者は、介護保険法第72条第1項の規定により、訪問リハビリテーション事業者のみなし指定を受けることができるのかとのご照会をいただきました。		みなし指定の対象となるのは、短期入所療養介護と通所リハビリテーションの事業者である旨説明しました。
2	地域密着型介護老人福祉施設について、浴室をユニット毎に設ける必要があるかとのご照会をいただきました。		基準省令上、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設として浴室を設ける旨規定されていることから、ユニット毎に設ける必要はない旨回答いたしました。
3	分譲型マンションで食事等のサービスを提供しているものについて、有料老人ホームに該当するかというご質問をいただきました。		分譲住宅に居住している場合は、自宅に居住していることになり、入居させていることにならないため、有料老人ホームには該当しない旨回答しました。
4	開設時に別段の申出により居宅サービスの指定を受けなかった介護療養型医療施設が、後日指定居宅サービスを行う場合は、改めて指定の申請をさせる必要があるのかとのご照会をいただきました。		その通りである旨説明しました。
5	短期集中リハビリテーション実施加算の起算日は要介護認定における申請日になるのかとのご照会をいただきました。		申請日ではなく認定日から起算する旨説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。